

令和4年度

教育委員会定例会
(1月)

令和5年1月19日(木)

鹿屋市教育委員会

会議日程

日 時 令和5年1月19日（木） 午後3時
場 所 教育長室

1 開 会

2 前回議事録の承認

3 教育長及び委員の報告

4 議 事

議案第16号 鹿屋市校区公民館条例及び鹿屋市校区公民館条例施行規則の廃止について
(P2)

5 報 告

- (1) 教育委員の任命について (P4)
- (2) 令和4年12月鹿屋市議会定例会の一般質問について (P5)
- (3) 国立台北教育大学との協定調印式について (P14)
- (4) 社会教育団体活動促進対策事業（輝北）補助金及び4校区公民館のあり方について (P15)
- (5) 令和5年鹿屋市二十歳のつどいについて (P16)
- (6) 令和4年度人権問題講演会について (P17)

6 動議の討論等

7 その他

8 閉 会

議案第16号

鹿屋市校区公民館条例及び鹿屋市校区公民館条例施行規則の廃止について

鹿屋市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成18年鹿屋市教育委員会規則第2号)第10条の規定に基づき、別紙のとおり会議に付議する。

令和5年1月19日提出

鹿屋市教育委員会
教育長 中野 健作

(別 紙)

(提案理由)

施設の所管替えに伴い鹿屋市校区公民館条例及び鹿屋市校区公民館条例施行規則を廃止したいので、本案を提出するものである。

鹿屋市校区公民館条例及び鹿屋市校区公民館条例施行規則の廃止について

鹿屋市校区公民館条例（平成18年1月1日条例第201号）及び、鹿屋市校区公民館条例施行規則（平成18年1月1日教育委員会規則第31号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例及び規則は、令和5年4月1日から施行する。

報告(1) 教育委員の任命について

(別 紙)

1-1	教育行政について	議員名	原田議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○ 令和5年度に向け、芸術文化学習プラザは、中央公民館を統合し機能を充実するが教育委員会としての考え方を示されたい。</p> <p>○ 中央公民館は生涯学習の拠点として、地区学習センターと連携し地域のまちづくりの拠点としての機能を持たせ人員スタッフをはじめ、さらなる充実を図る考えはないか。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○中央公民館は昭和50年4月1日に開館し、47年が経過し、施設の老朽化がみられており、これまでも、中央公民館の改修か建替か、代替施設への移転かについて立地場所や利便性等を含め、それぞれのメリット・デメリットを検証してきたが、総合的に検討した結果、市民交流センター芸術文化学習プラザへ移転することで、施設や設備の利便性の向上やバリアフリー問題が解消され、高齢者や障がいがある方々にも利用しやすく、公民館機能と活動の充実につながると考えている。</p> <p>また、公共交通機関が隣接しており、利便性も高く新たな利用者の増加も見込まれ、中心市街地で幅広い世代を対象にした講座等を実施することで、若い世代の利用が見込まれることから、市民交流センターへの移転は、中心市街地の賑わい創出の一助になると考えている。</p> <p>○中央公民館は、地区学習センター等12館の中核的な役割を担っており、社会教育主事資格を有する館長を配置し、生涯学習の推進と文化・芸術の振興、健康の増進に努めている。</p> <p>また、担当地区公民館運営と並行し、地域リーダー発掘や地域課題に即した講座開設等を行い、地域人材の育成に取り組むとともに、そのノウハウを他の地区学習センターにフィードバックし、学習情報の共有化と連携を図っている。</p> <p>すべての地区学習センター等においては、地域資源を活かした各種講座の実施や地域人材の育成を目指した活動として、各自治会・学校・民生委員等地域リーダーと連携し、学校応援団事業や鹿屋寺子屋事業などの地域活性化活動にも積極的に取り組んでおり、その中心的役割を担うため、各館には経験豊富な退職校長や再任用職員を配置し、青少年の健全育成や地域づくりに努めている。</p>			

2	食育と地産地消について	議員名	時吉議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○ 学校現場では食育の推進のため、食の情報はどう伝えているか</p> <p>○ 朝食を欠食する児童生徒はいるか。また、その対策は</p> <p>○ 給食の主要食材の令和3年度の実績と鹿屋市産のコメ以外の農産物の使用割合と地産地消対策は</p> <p>○ 給食残渣の量と対策及び再利用について</p> <p>○ 地産地消コーディネーターの活用はどうか</p> <p>○ 給食費の値上げは考えているか</p>			

【答弁の要旨】

○学校では具体的には、給食の時間を中心としながら、保健の学習において1日の生活リズムに合わせた食事や調和のとれた食事といった望ましい生活習慣に関すること、家庭科において食事の役割や栄養を考えた食事といった食生活に関すること、特別活動において心身ともに健康で安全な生活態度の育成といった食に関する情報について指導を行っている。

また、田植えや稲刈りといった米作り体験、さつまいもなどの野菜の栽培と収穫、漁協やお茶農家の方を講師に招いた授業など、発達段階に応じた体験活動等を通して、食に関する理解を深めている。

○「朝食を食べない」「あまり食べない」児童生徒は、全体の約5%である。

学校においては、そのような児童生徒を把握した場合、児童生徒の健康状況に留意しながら保護者と連携を図り、規則正しい食生活を身に付けるようお願いしたり、定期的に学級PTAや保健だよりなどで保護者に朝食を摂ることの重要性について、実態調査及び啓発を行ったりしている。

また、家庭での食事の内容についての調査は難しいところがあるが、学校においては朝食の摂取状況や、家庭での学習時間、就寝・起床時刻などの基本的な生活習慣に関するアンケート調査を実施するとともに、学校給食に関する味や量、要望等については、給食センターにおいてアンケート調査を実施している。

○本市の令和3年度生産実績は、玉ねぎ187t、ニンジン4,082t、ゴボウ2,094t、じゃがいも4,735tである。

○令和3年度の市内生産量に対する給食での市内産の使用割合は、玉ねぎ1.1%(1,991kg)、ニンジン0.1%(4,426kg)、ゴボウ0.02%(358kg)、じゃがいも0.1%(3,873kg)と、大変少ない印象ではあるが、市内生産量には、加工用や取引価格の高い地域への出荷も含まれており、実際に市内産のみを要望しても、大隅産や県内産を含めた形での納入しかできないことも多い状況である。

なお、給食で使用した食材に対する市内産の使用割合は、玉ねぎ3.8%、ニンジン10.8%、ゴボウ26%、じゃがいも11.5%となっている。

○米については100%であり、米以外の農産物は、全体の24.7%が市内産。特に使用量の多い市内産の農産物としては、もやし97.6%、さつまいも85.3%、深ねぎ62.9%、かぼちゃ65.4%、葉ねぎ62.7%となっている。

地産地消を推進する上で、本市の学校給食センターでは、食材を購入するにあたり、青果市場への市内産農産物の出荷が少ないため、学校給食に必要な量の確保が難しいことや、限られた給食費での食材購入となるため、取引価格が安値となり、生産者の利益が生まれにくく、登録業者が少ないなどの課題が挙げられる。

このような中、市内産食材の使用割合を増やすため、収穫の多い時期に合わせて、その食材を活用した献立を作成するなど、工夫を行っている。

○学校給食センター3施設の令和4年6月中の1週間を抜粋した食べ残し量の平均値が7.4%で、1人1日あたり約46gであり、鹿屋市内の全児童生徒数で換算すると、1日あたりで約436kgとなる。

各学校給食センターでは、給食時間の学校訪問や、栄養教諭による食に関する指導を通して、学

校給食において、バランスの良い食事を摂取することの大切さや、成長期に必要な栄養素について、児童生徒の理解を深め、食事の重要性や心身の健康に対する意識を高めている。

○食べ残しについては、以前は、家畜農家に引き取ってもらい、再利用されていたが、食品残さの受入者において、令和3年4月から加熱処理等を行うことが難しい場合は、譲渡できなくなったことから、現在は廃棄処分されている。

○地産地消コーディネーターの活用については、農林水産省が行う事業として、学校給食の調理場や病院、福祉施設などに、地場産物利用拡大に向けた助言・指導等を行う「地産地消コーディネーター」を派遣できる制度があることは認識しているが、これまでに学校給食への派遣実績はない。

3	文化ゾーン施設について	議員名	田辺議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○ 歴史・文化施設を集約し、利便性の高い場所にPFIなどを利用し新設する計画は無いのか。</p> <p>【答弁の要旨】</p> <p>○文化会館や図書館等の施設については、いわゆる文化ゾーンと呼ばれる区域内に立地しており、市民の皆様に一体的に利用していただいている。</p> <p>文化会館・図書館は、いずれも築40年以上経過し、老朽化がみられ、現在、鹿屋市公共施設等総合計画に基づき、市民の皆様が安心して利用できるよう年次的に改修工事等を行い、管理を行っている。</p> <p>しかしながら、施設設備を維持管理する為には、今後多額の経費を要することから、今後の各施設の在り方については、方針を明確化する時期に来ていると考えている。</p> <p>市長答弁のとおり、方針策定にあたっては、情報収集を行いながら多くの方々のご意見をとり入れ、財源対策等も含め具体的な構想を作る必要があり、実現にはその準備に時間を要することから、令和5年度から検討に着手して参りたい。</p>			

4-1	中学校の部活動の地域移行について	議員名	市来議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>○ スポーツ庁は地域移行を推奨しているが本市の考え方は。</p> <p>【答弁の要旨】</p> <p>○現在、本市中学校の部活動は、12 競技・95 の運動部と 5 種類・13 の文化部があり、運動部に 1,734 人、文化部に 370 人が所属し、加入率は 67.3%となっている。</p> <p>本市においても今年度は、部員数の減少により、休部の措置をとったり、4つの運動部が、市内外の中学校と合同チームを編成して活動している。これらの部活動の指導者として、外部から 24 人の指導者をお願いしているが、教職員は運動部に 202 人、文化部に 27 人、計 229 人が顧問として携わっている。</p> <p>このうち 54%、124 人の教職員が競技等の経験がなく、大きな負担になっていたりと、生徒にとっては専門性の高い指導を受けられなかったりするという課題がある。</p> <p>○このような中、国は、令和5年度からの3年間を「改革集中期間」と位置付け、休日の部活動を地域に移行し、令和8年度から、平日を含めて全ての部活動の地域移行を進めていくこととしている。</p> <p>地域移行にあたっては、各種団体や施設との連携・協力など、地域の実態に応じた運営上の工夫を行いながら、環境整備を進め、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と教職員の負担軽減を計</p>			

画的に推進していく。

現在、本市では7月と11月に実施した部活動実態調査や意向調査に基づき、庁内関係部署での調整を図るとともに、地域移行の方針等について学校長に説明をしたところである。

○部活動の地域移行に向けた現段階での課題としては、①指導者の確保、②保護者の負担増、③活動場所の確保等がある。

今後、外部の委員を含めた地域移行のための検討委員会を年度内に2回開催し、生徒や保護者、各方面の意見を聞きながら議論を進め、令和5年度からは、推進協議会へと発展させ、休日の部活動を段階的に地域へ移行していく予定である。

4-2	いじめ問題について	議員名	市来議員
【質問の要旨】			
○ いじめが確認された後、学校の対応はどのようになっているか。また、脅威育委員会の学校に対する指導は。			
【答弁の要旨】			
○各学校におけるいじめ問題への対応について、各学校では「いじめ防止対策推進法」や「鹿屋市いじめ防止基本方針」等を受け、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、それに基づき①いじめ防止のための取組や②早期発見と具体的な対応、③相談体制の充実、④教職員の研修等、様々な取組を組織的に行うこととしている。			
いじめ問題は早期の発見が大切であることから、定期的、また必要に応じてアンケートや教育相談を実施するが、保護者からの相談によって発見されることもある。			
<u>いじめを発見した場合、その程度に関わらず、その担任等は、直ちに管理職に報告するとともに、まずは被害児童生徒の安心・安全を第一に考え、臨時の生徒指導委員会等を開催し、当該いじめに係る情報を共有して、組織的な対応について協議するとともに、第一報として教育委員会に報告・相談することになる。</u>			
<u>また、いじめの状況等を正確に把握するため、当該児童生徒等の安全を確保しながら、速やかに、被害・加害双方の児童生徒や、必要に応じて周囲の児童生徒からも聞き取り等を行う。</u>			
<u>それらの結果については、被害児童生徒やその保護者に丁寧に説明し、その意向を踏まえながら、対応の方向性等について確認し、具体的な支援・指導を行うことになる。</u>			
<u>その際、状況に応じて、SCやSSWが関わったり、緊急性が高い場合には、警察や児童相談所等と連携して対応したりする場合もある。</u>			
<u>また、いじめの事態収束後も、被害児童生徒及びその保護者の心情に寄り添い、経過報告等を行いながら、心のケアや注意深い見守り等を行っている。</u>			
各学校では、このような個別の事案とは別に、全体のいじめの状況について、毎月、定期報告として、認知件数やその内容等について教育委員会に報告するとともに、PTAや学校運営協議会等においても、認知件数等を報告したり、学校HPで、学校いじめ防止基本方針を公表したりして、保護者等の理解を得られるよう努めている。			
○一方、教育委員会は、各学校に対し、事案発生時の報告や定期報告を受けて適宜指導するとともに、「鹿屋市いじめ防止基本方針」を策定し、具体的な方策等について示すとともに、管理職研修に加え、生徒指導主任、教育相談担当等の教職員に対する研修会を定期的に行い、いじめ問題への対			

応や、関係児童生徒及びその保護者への具体的な支援・指導等についても指導を行っているところである。

5-1	安全管理体制について	議員名	梶原議員
<p>【質問の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スクールバスを使用している施設を示せ。 ○ 安全対策はどうか。 ○ 置き去り事案はあるか。対応策を示せ。 ○ 国の安全装置対策の支援に対する取り組みを示せ。 			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○現在、市では学校の統廃合に伴い、遠距離通学となった児童生徒の登下校を支援するため、市内の貸切バス事業者に委託し、小学校5校、中学校4校でスクールバスを運行している。</p> <p>○スクールバスの安全管理については、定期的に市職員がスクールバスに乗車して、適切に業務が行われているかどうか指導したり、学校、地域、教育委員会、スクールバス受託事業者で構成する、地域のスクールゾーン委員会において、スクールバスの課題等について協議を行い、問題点の改善を図ったりするなど、スクールバスの安全対策に努めている。</p> <p>これに加えて、本年9月に静岡県牧之原市で発生した、認定こども園の通園バスにおける置き去り事件を受け、乗降車時の氏名及び人数の確認や最終降車地、車庫等での車内確認の徹底など、置き去り事案の発生防止対策に重点を置いた「鹿屋市スクールバス運行管理マニュアル」を10月に策定し、スクールバスの全ての受託事業者と学校の管理職に対して、マニュアルの内容について周知し、安全対策を徹底するよう指導を行ったところである。</p> <p>○市内の小中学校のスクールバスでは、これまで、居眠り等による乗り越しなどの事案は数件発生しているが、置き去り事案は発生していない。</p> <p>しかしながら、悲惨な事故を起こさないため、まず、①乗務員や学校職員がマニュアルに示した安全チェックシートや名簿等を活用して、乗降車時の氏名や人数の確認など基本的なチェックを徹底すること②万が一乗務員の見落とし等、ミスが発生した場合に備え、車庫到着後に事業者内の安全管理者等が車内のダブルチェックを行い、事故を防ぐこと③「ヒヤリ・ハット事案」や安全対策の先進事例等の情報収集に努め、教育委員会、学校、スクールバス受託事業者間で情報共有し、安全対策に活かすことなど「鹿屋市スクールバス運行管理マニュアル」や各事業者の安全管理規定等で定める事項を確実に実施し、児童生徒の安全・安心が確保されるよう努めていく。</p> <p>○安全装置に対する国の支援については、まだ具体的な内容が示されていないことから、今後の動向を注視しながら、適切に対応していく。</p>			

5-2	教育行政について	議員名	梶原議員
<p>【質問の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育分野において、原油価格・物価高騰の及ぼす影どのようなものがあるか。 ○ 保護者の負担軽減策にどのように取り組んでいるか 			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○教育分野での現時点での物価高騰の影響は、食材や光熱水費等の高騰による給食費への影響があり、食材の一部を公費負担することで値上げを行わず保護者の負担軽減を図って</p>			

いる。

給食費以外の学用品、制服、修学旅行等に係る経費については、現在のところ直ちに物価高騰の影響は出ていないが、今後も物価高騰が見込まれることから、その動向に注視し、支援の必要性について検討していく。

○高校生・大学生等を対象としている本市の奨学資金制度については、貸与者が増加傾向にあり、さらに利用しやすい制度とするため、返還期間を延長し、無理のない返還とすることにより、負担軽減を図る予定である。

給付型奨学資金については、本市で実施していないが、国において、高校生に対しては、

- ・高校授業料を支援する「高等学校等就学支援金」や
- ・授業料以外の教材費を支援する「高校生等奨学給付金」

大学生に対しては、

- ・大学の入学金や授業料の減免に併せて給付型奨学金を支給する「高等教育の修学支援制度」があり、まずは、これらの制度について周知を図っていく。

5-3	英語教育について	議員名	梶原議員
<p>【質問の要旨】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 本市の英語教育の特色は何か。○ 英語教育における課題は何か。○ 国立台北教育大学連携事業とはどのようなものか。また、進捗状況及び今後の展開策を示されたい。			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>○本市の英語教育の特色は、平成17年度に文部科学省教育課程特例の指定を受け現行の学習指導要領にはない<u>小学校1年からの英語活動をスタートし、現在、英語科として1・2年生で各20時間、3・4年生で各35時間、5・6年生では各70時間の授業を実施し、鹿屋市内を5つの英語教育圏に分け、専門性の高い英語指導講師を配置し、授業研究棟を通じて教職員の授業力の向上を図っている。</u></p> <p>一方、児童生徒の豊かな表現力やコミュニケーション能力育成のため、<u>英語弁論大会を開催</u>しており、令和4年度からは、中学校の各部門に加えて、小学校スキット部門を新設し、その充実に努めている。</p> <p>また、公民館等で多くの外国籍の方が参加し、子供会や地域の方々と一体となり英語の実践的な活動をする<u>イングリッシュ・デイキャンプ開催</u>している。</p> <p>○本市の課題としては、<u>児童生徒が授業を通して身に付けた英語を、コミュニケーションの道具として活用する実践的な場面が、まだまだ少ないことが挙げられる。</u></p> <p>そこで、<u>来年度からは、国立台北教育大学との協定を結び、毎年10人程度の教育実習生を本市の小・中・高等学校で受け入れ、英語や道徳の授業等での教育実習を通じて、日本の優れた教育システムを学んでいただく。</u></p> <p>加えて、<u>実習期間中には、実習生のホームステイや地域行事等への参加を計画し児童生徒や保護者、より多くの市民の皆様が、異文化に触れながら、英語をより身近に感じる機会を増やしていきたい。</u></p>			

さらに、鹿屋市の小学校と台湾の小学校とが協定を結び、時差1時間のメリットを生かし、同世代の児童同士がタブレット端末を活用して、英語で、自分の考えや思いを伝え合うリモート交流を展開する等の実践的な授業を計画している。

今後、これらの交流を生かして、児童生徒の台湾への相互による派遣交流を検討している。

6	生理用品の配置について	議員名	西園議員
<p>【質問の要旨】</p>			
<p>○ 学校トイレの個室への配布状況と事業の見解は。</p> <p>○ 生理時の心身の変化や衛生面についてどのように指導しているか。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p>			
<p>○学校トイレへの配布状況は、今年度、本市で行った調査結果を踏まえ、全ての小・中学校へ生理用品の配布を行い、児童生徒数に応じた必要数を11月までに4回に分けて配布した。</p>			
<p>多くの学校では、配布された生理用品を個室トイレに設置しているが、設置のない学校には設置がなされるよう、指導していく。</p>			
<p>○次に、各学校では、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動できるようになることを目的に「性に関する指導」を行っており、生理に関しても発達段階に応じつつ、児童生徒の心理面に配慮した指導を行うことが大切だと考えている。</p>			
<p>体と心の成長には個人差があり、低学年の児童においても必要に応じて適宜指導を進めていくことになるが、児童生徒が生理の始まり、いわゆる初経について最初に学ぶのは、小学校4年生の保健の授業であり、月経の仕組みについて、図やデジタルコンテンツ等を活用しながら学習を行っていく。</p>			
<p>また、小学校5、6年生では、保健の学習等に加えて、宿泊学習や修学旅行など、宿泊を伴う学校行事の際に、生理用品の適切な使い方や入浴の仕方等を含め、様々な留意事項について、具体的に学習できる場を設けている。</p>			
<p>中学校では、1年生で生殖機能の成熟について学び、月経が起こることの意味をより深く理解したり、3年生では性感染症とその予防について学習し、大人になる体に応じて適切に行動しようとする気持ちや態度を育んだりできるよう指導している。</p>			

7	文化財について	議員名	永山議員
<p>【質問の要旨】</p>			
<p>○ 重要文化財の保管状況はどうか。また、未利用施設を利用して本館展示する考えはないか。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p>			
<p>○文化財の保管の現状は、発掘調査で出土した埋蔵文化財は串良歴史民俗資料室に約1万点保管展示、その他に文化財収蔵庫に約12万点を保管している。</p>			
<p>王子遺跡から出土した遺物が展示してある王子遺跡資料館には、約200点の資料を鹿児島県から借用し展示している。このほか、民俗資料といたしまして、輝北歴史民俗資料館に約2,000点を保管展示している</p>			
<p>また、令和3年度からは文化財センターに学芸員有資格者を配置し、文化財資料の整理、点検等に取り組んでいる。</p>			

○これまで教育委員会では、廃校などでの効果的な保管展示方法について検討してきた。その結果、廃校などでの保管展示については

- ①施設の老朽化に伴って、安全性の確保、空調整備などの大規模な改修が必要
- ②警備などのセキュリティが必要
- ③地理的条件の面から利便性に欠けるところが多い

などの課題があることから、難しいと考えている。

また、鹿児島県が所蔵している鹿屋市から出土した土器などを借用し、市内で展示する場合は、資料の安全性や管理等に様々な要件を満たす施設として、串良歴史民俗資料室がある。今後未利用施設を含め適切な展示場所等について幅広く検討する。

8-1	若者支援について	議員名	児玉議員
【質問の要旨】			
○ 小学校における消費者教育はどうなっているか。			
【答弁の要旨】			
○各学校では、自立した消費者としての資質・能力を、発達段階に応じて身に付けることができるように、小学校の家庭科において、「買物の仕組みや消費者の役割」に関する「売買契約の基礎」を具体的な生活場面をもとに考える学習を行っている。			
また、中学校の技術家庭科（家庭分野）では、クレジットなど三者間契約の扱い、売買契約の仕組みや消費者被害の背景や対応、責任ある消費行動を考え工夫するといった内容等を学習している。			
これらの学習の充実を図るために、 <u>消費生活センターの出前講座を希望し、弁護士による授業を位置付けている学校もあり、令和3年度は、小中学校あわせて15校、約1300人を対象として実施されている。携帯電話やインターネットなど若者に多い消費者トラブルの事例や、トラブルにあったときの対処法、未然防止等について、具体的でわかりやすく学ぶことができ、児童生徒と一緒に保護者も参加している学校もある。</u>			
令和4年度は、小中学校あわせて22校、約1500人の講座受講を予定しており、各学校において学校外の人材を活用した消費者教育の充実が図られてきている。			
このような <u>家庭科における系統的な学習だけでなく、例えば小学校の道徳において、節度・節制、規則の尊重といった内容項目の学習を消費者の視点から捉えたり、中学校社会科（公民的分野）で、消費者の保護について意義等を理解する学習を実生活と関連付けたりするなど、教科横断的に教育課程を編成した消費者教育を推進していくことが重要である。</u>			

8-2	着衣水泳について	議員名	児玉議員
【質問の要旨】			
○ 小中学校における着衣水泳の取り組みの現状と課題を示せ。			
【答弁の要旨】			
○着衣水泳について学習指導要領において、小学校5・6年生は「安全確保につながる運動との関連を図り、各学校の実態に応じて積極的に取り扱うこと」、中学校、高等学校においては「安全への理解を一層深めるため、学校の実態に応じて取り扱うことができるものとする」と定められており、			

本市の小学校で23校中21校が、中学校で12校中7校が体育の授業の中で実施している。

本市の小学校では、ほとんどの学校において、5・6年生だけでなく、全ての学年で着衣水泳を実施するとともに、日本赤十字社から講師を招き、着衣水泳指導を行っている学校もある。

着衣水泳を実施する上での課題として、①「水の入れ換えの必要性」②「着衣水泳の時間の確保」、③「専門的な指導の難しさ」等が挙げられる。

① 水の入れ換えについては、着衣の状態ですプールに入り水が汚れるため、水の入れ換えを行う必要があります、それに伴い、費用も発生する。(1回の入れ換えにつき、約10万円。)

② 時間の確保については、着衣水泳中は水が汚れ、通常の水泳指導ができないため、一定期間の中で集中的に着衣水泳を実施することになり、大規模校においては、着衣水泳の授業数が多くなるため、着衣水泳を行うための時間の確保や調整が難しくなる。

③ 専門的な指導の難しさについては、着衣状態での泳ぎ、水中での脱衣、ペットボトル等を使った着衣状態での浮き身等の専門的な指導が必要となる。

今後、教育委員会としましては、着衣水泳の重要性・必要性について指導を継続するとともに、全ての水難事故から児童生徒の命を守るための指導に努めていく。

国立台北教育大学と鹿屋市教育委員会並びに台湾9小学校と鹿屋市10小学校の協定に伴う グローバル教育推進事業の拡充について

1 国立台北教育大学と鹿屋市教育委員会との協定

- (1) 令和5年度より10人程度の教育実習生を受入開始
- (2) 鹿児島大学教育学部教育実習生との協働型教育実習を検討中
- (3) 期間は、9月初旬～10月初旬(調整中)
- (4) 宿泊先は、鹿児島大学教育学部教育実習生と同様の場所を希望
- (5) 週末は、ホームステイ、地域行事やグローバル・イングリッシュ・デイキャンプへの参加・企画・運営を希望



2 懸案事項

- (1) 教育実習受け入れ小学校の最終決定(鹿児島大学との調整)
- (2) ホームステイ受け入れ先の最終決定
- (3) レセプションの開催(日時・場所の決定)
※ 鹿屋市としてのおもてなしをどのように行うかについての協議



3 台湾9小学校と鹿屋市10小学校との協定

- (1) 学校、台北市教育委員会、PTA等を含めた歓迎
- (2) 日本の授業スタイルに近く、共有・改善を図っていく部分が多い
- (3) バイリンガル教育の推進(音楽、体育、美術等は英語での授業が開始)
- (4) 「書くこと」や「読むこと」などの文字指導にも積極的な指導
- (5) 修学旅行や鹿屋市訪問、平和の花束英語部門等への積極的な参加を予定



4 現在の取組

- (1) クリスマスカード等の交換
- (2) 英語担当者の自己紹介カード作成と交換
- (3) 各小学校国際交流掲示板作成
- (4) 鹿屋小学校オープンスクール遠隔授業の実践
- (5) 各校1月の単元”Welcome to Japan”を”Welcome to Taiwan”と相互に発表を作成中
※ 動画の録画と交換、中間指導(互いの発表の良さに気づく時間の設定)
- (6) 令和5年度年間指導計画の見直し中



5 懸案事項

- (1) 10校の先進的な取組の市内外への発信とそのことによる波及効果
※ 鹿児島県教育庁義務教育課は鹿屋市の取組を受け、実態調査開始
※ 鹿屋市内の他校への協定拡大(残り13校)
- (2) 鹿屋市PR大使(児童生徒派遣)の選考方法
- (3) 台湾との連絡調整(主体的な国際交流)
※ 鹿屋市教育委員会から各小学校へのスムーズな連絡調整の以降(マニュアル等作成中)
- (4) 各小学校の受入、レセプション等の在り方(PTA等との連携)



6 成果と課題の発信の機会

- (1) 令和6年度第72回九州英語教育研究大会(小・中学校授業提供決定)
※ 台湾との交流を生かした特色ある授業展開
- (2) 文部科学省教育課程特例成果報告(ホームページ)
- (3) 平和の花束(英語部門) ※ 台湾小学校9校からの応募



報告(4) 社会教育団体活動促進対策事業(輝北) 補助金及び4校区公民館のあり方について

1 今後の方針

- 社会教育団体活動促進対策事業(輝北) 補助金を令和4年度で終了する。
- 鹿屋市校区公民館条例を廃止し、4校区公民館の管理については令和5年度から輝北総合支所 住民サービス課が行う。

2 経緯

- 輝北のみに交付されている社会教育団体活動促進対策事業補助金が令和5年度までで終了予定 補助金額は、4地区公民館で830,000円
- 地域住民の不利益にならないように、その他補助金等の提案などを実施
- 結果、コロナや人材不足で事業を行うのが厳しい状況であるため、他の補助金は活用せずに令和4年度で終了することを、住民が了承
- 併せて、4校区公民館の取扱いについても協議を行い、令和5年度より輝北総合支所住民サービス課が維持管理を行うことで合意

3 条例改正等

- 鹿屋市校区公民館条例を3月議会で廃止予定
- 所管は、教育委員会から輝北総合支所へ移管

4 今後の活用について

現在の利用者に不利益が無いように、輝北総合支所と管理方法について調整中

(1) 現在の利用状況

○令和3年度利用回数

館名	件数				計
	公民館	市主催	同好会	一般	
百引校区公民館	11	7	88	14	120
市成校区公民館	7	8	39	9	63
高尾校区公民館	9	8	29	15	61
平南校区公民館	13	5	18	6	42

報告(5) 令和5年鹿屋市二十歳のつどいについて

1 日 時 令和5年1月4日(水) 14時30分～15時30分

2 場 所 平和公園串良平和アリーナ

3 日 程

受付 13:30～14:30

オープニングアトラクション 14:30～15:00

- (1) 鹿屋っ子クラブ挨拶
- (2) 先輩からのメッセージ(鹿屋市青年団協議会)
- (3) バンド演奏(鹿屋女子高等学校 軽音楽部「ブライトシー」)
- (4) 記念制作映像「明日への扉」
- (5) 実行委員会長あいさつ(村山 大河)

式典 15:00～15:30

- (1) 開式のことば(外圍 凌汰)
- (2) 国歌斉唱
- (3) 式辞(市長)
- (4) 祝辞(森山議員、花牟礼議長)
- (5) 記念品贈呈(市長→代表(神田 聖大))
- (6) 二十歳の誓い(出水沢 理夢、齊藤 大志)
- (7) 閉式のことば(外圍 凌汰)

4 対象者

平成14年4月2日～平成15年4月1日までに生まれた者

※令和4年10月1日現在で、市内に住所のある対象者は(外国人含む) **831人**

5 式典参加者数

726人

(参考) ※事前申込者数: 731人

※令和4年参加者: 694人

6 その他

(1) 実行委員会について

実行委員に19歳2人を加えて12人で実施

(2) 協力団体について

鹿屋女子高等学校 軽音楽部「ブライトシー」(オープニングアトラクション)

鹿屋っ子クラブ(運営補助)

鹿屋市青年団協議会(運営補助)

(3) 恩師メッセージ

市ホームページに掲載(15人分)

※掲載期間: 令和5年1月4日～令和5年1月18日

(4) 録画配信

市ホームページで式典の録画を配信

※配信期間: 令和5年1月11日～令和5年1月18日

報告(6) 令和4年度人権問題講演会について

- 1 日 時 令和4年12月3日(土) 10:00～12:00
- 2 場 所 鹿屋市文化会館
- 3 講 師 道志 真弓 氏
演題『笑顔の戦士 ～生きているって幸せ～』
- 4 対象者 社会教育関係団体会員、学校・PTA関係者、一般市民
- 5 参加者 352人
- 6 内 容
 - (1) 開場・受付 9:30～10:00
 - (2) 人権ポスター・標語コンクール表彰式 10:00～10:15
 - (3) 開会行事(教育長あいさつ) 10:15～10:20
 - (4) 講演会(質疑応答含む) 10:20～11:50
 - (5) 閉会 11:50～12:00

7 その他

人権ポスター・標語コンクール優秀作品展を、12月9日(金)まで市役所1階市民ホールで実施



当日は、会場にてポスター・標語コンクールの入賞作品の展示を行いました。



ポスター・標語コンクールの特選受賞者13人を表彰しました。



命の大切さ等について、ご自身の体験を含めお話をいただきました。

8 アンケート結果

- ・ 道志さんの前向きな姿がとても素晴らしかった。命があることは当たり前ではないこと、元気な体があることに感謝しながら、これから生きたいと思いました。子どもとも毎日感謝を感じながら過ごしたいです。ありがとうございました。
- ・ 生きることの幸せを感じ涙があふれた。自分の周りの人に思いやりを持つことを改めて感じました。